

御浜町ツーリズム産業（F I T対応力強化事業）支援補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 18 日要綱第 18 号

（趣旨）

第 1 条 御浜町ツーリズム産業（F I T対応力強化事業）支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、御浜町補助金等交付規則（昭和 45 年御浜町規則第 3 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱で「旅館業を営んでいる者」とは、本町の区域内に本店、本社又は主たる事務所を有し、現に本町の区域内に設けた施設について旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する三重県知事の許可を受けている者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）をいう。

2 この要綱で「旅客運送業等を営んでいる者」とは、本町の区域内に本店、本社又は主たる事務所を有し、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営んでいる者をいう。

（目的）

第 3 条 この補助金は、ツーリズム産業における F I T（個人旅行）への対応力を強化するための取り組みを支援し、もって地域振興に資することを目的とする。

（交付の対象、内容及びその額）

第 4 条 この補助金の対象は、旅館業を営んでいる者及び旅客運送業等を営んでいる者が F I Tへの対応力を強化するために新たに実施する事業（以下「F I T対応力強化事業」という。）とし、その内容は当該事業を実施するために必要な次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 内装・設備（トイレ等）改修費
- (2) 備品等賃借料及び使用料
- (3) 設備・備品の購入費
- (4) 人件費（F I T対応力強化事業に直接従事する従業員の給与、賃金等）
- (5) その他町長が必要と認める経費

2 この補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ないほうの額とする。

（交付の条件）

第 5 条 町長は、この補助金の交付の決定をする場合においては、規則第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 町の指定する商工団体等に加入していない者にあつては、当該商工団体等に加入すること。
- (2) 町又は町の指定する者から、宿泊者数等に関する情報提供、地域のプロモーションにかかる活動及びマーケティングにかかる活動等について協力を求められた場合は、可能な範囲でこれに協力すること。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日要綱第 42 号）

この要綱は、告示の日から施行する。